

議案第 47 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 9 条 法附則第 7 条の規定により読み替えて適用する法第 76 条第 1 項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する保険料の賦課額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) その世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) その世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) その世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条中「保険料の賦課額のうち」を削り、「第 19 条の 2 の 4」を「第 19 条の 2 の 5」に改め、同条第 1 号中「合算額」を「合計額」

に改め、同号ウ中「いう。）及び」を「いう。）、」に、「いう。）の」を「いう。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の」に改め、同号キ中「及び介護納付金」を「、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金」に、「。以下」を「。以下この条において」に改め、同条第2号中「合算額」を「合計額」に改め、同号ウ中「（以下「保険給付費等交付金」という。）」を削り、同号エ中「収入」の次に「（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金（以下「控除対象繰入金」という。）を除く。）」を加える。

第11条中「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改める。

第13条第1項第1号中「第32条の9に規定する」を「で定める」に改め、同項第3号ア中「（以下」の次に「この条において」を加える。

第15条中「保険料の賦課額のうち」を削り、「おいて読み替えて」を「おいて」に、「第19条の2の4」を「第19条の2の5」に改め、同条第1号中「次号ア及びイ」を「以下この条」に改め、「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第2号中「合算額」を「合計額」に改め、同号イ中「収入」の次に「（控除対象繰入金を除く。）」を加える。

第15条の2中「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改める。

第15条の2の3第1項第1号中「規則」を「省令」に改める。

第15条の3中「。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。」を削る。

第15条の4中「保険料の賦課額のうち」を削り、「第19条の2第4項」を「第19条の2第3項」に、「おいて読み替えて」を「おいて」に、「第19条の2の3第3項」を「第19条の2の3第2項」に、「第19条の2の4」を「第19条の2の5」に改め、同条第1号中「次号ア及びイ」を「以下この条」に改め、「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第2号中「合算額」を「合計額」に改め、同号イ中「収入」

の次に「（法第72条の3第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）」を加える。

第15条の5中「保険料の賦課額のうち」を削り、「は、」を「は、世帯主の世帯に属する」に、「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の総額並びにその属する世帯につき算定した」に改める。

第15条の7第1項第1号中「第32条の10に規定する」を「で定める」に改める。

第15条の8中「。以下「介護納付金賦課限度額」という。」を削り、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第15条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2第4項、第19条の2の2第3項において準用する同条第1項、第19条の2の3第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の4第1項又は第19条の2の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合計額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この条において同じ。）の額

イ 第19条の2の4第1項又は第19条の2の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合計額

ア 法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に

係るものに限る。)の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)

のための収入(控除対象繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の10 子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の12 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の9第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号イに掲げる見込額を控除した額(以下この条において「18歳以上被保険者均等割額算定基礎額」という。)を控除した額(以下この条において「保険料率算定基礎額」という。)の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令で定める方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割額 保険料率算定基礎額の100分の37に相当する額を保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者均等割額算定基礎額を保険料の賦課期日における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額

(4) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 保険料率算定基礎額の10分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の13 第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号に規定する額（他の法令の規定において子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を超えることができない。

第18条第1項中「令」を「特例対象被保険者等（令）」に、「（以下「特例対象被保険者等」という）」を「に該当する被保険者又は特定同一世帯所属者をいう。以下同じ」に、「（当該）」を「若しくは第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該）」に、「世帯別平等割額」を「これらの保険料の賦課額の世帯別平等割額」に改め、「及び第4項」及び「読み替えて」を削り、「、第19条の2の2第1項」を「若しくは第4項、第19条の2の2第1項」に改め、「及び第3項」を削り、「を含む。以下この条において同じ。）若しくは第19条の2の4」を「及び同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第19条の2の4第1項若しくは第19条の2の5」

に改め、同条第2項中「若しくは第15条の5」を「、第15条の5」に、「又は第19条の2第1項」を「若しくは第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額又は第19条の2第1項若しくは第4項」に、「若しくは第19条の2の4」を「、第19条の2の4第1項若しくは第19条の2の5」に改め、同条第3項中「第19条の2の4」を「第19条の2の5」に改める。

第19条の2第1項中「基礎賦課額（以下この項において）」を「基礎賦課額（以下）」に、「それぞれ」を「当該納付義務者の区分に応じ」に、「場合は、当該」を「場合は、」に改め、同項第1号中「この項」を「この条」に、「に、イに掲げる額を加えて得た額」を「及びイに掲げる額の合計額」に改め、同号ア中「基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に改め、同項第2号中「に、イに掲げる額を加えて得た額」を「及びイに掲げる額の合計額」に改め、同号ア中「基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に改め、同項第3号中「前2号」を「前2号のいずれか」に、「に、イに掲げる額を加えて得た額」を「及びイに掲げる額の合計額」に改め、同号ア中「基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に改め、同条第2項中「当該」を「その決定した」に改め、同条第3項中「の減額」を「及び介護納付金賦課額」に改め、「、第1項中「第11条」とあるのは「第15条の2」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度分の第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「基準子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）から、当該納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額を減額して得た額（当該額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合は、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ

れる所得の金額の合計額が基準額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額

ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）

イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

- (2) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額

ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）

イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号のいずれかに該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額

ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）

イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

第19条の2に次の1項を加える。

5 第2項の規定は、市長が前項各号に定める額を決定したときについて準用する。

第19条の2の2第1項中「第1号に規定する基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に、「は、当該」を「は、」に改め、同項第1号中「第11条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）」を「基準基礎賦課額」に改め、同項第2号中「基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に改め、同条第2項中「当該」を「その決定した」に改め、同条第3項中「の減額」を「及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、「、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか」を削る。

第19条の2の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「は、当該」を「は、」に改め、同項第1号中「第11条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）」を「基準基礎賦課額」に改め、同項第2号及び第3号中「基礎賦課額」を「基準基礎賦課額」に改め、同条第2項中「の減額」を「及び介護納付金賦課額」に改め、「、同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか」を削り、同条第3項中「介護納付金賦課額の減額」を「子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同項第3号中「に12分の1」とあるのは、「（当該対象出産被保険者が18歳以上被保険者である場合にあっては、当該被保険者均等割額及び基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額の合計額）に12分の1」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の4中「及び第4項」を削り、「において読み替えて」を「において」に、「並びに次条及び付則第19項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を「を含む。以下この条において同じ。）」若しくは第4項」に、「又は前条第1項」を「、第19条の2の3第1項」に改め、「及び第3項」を削り、「を含む。以下この条において同じ。）」に規定する納付義務者の」を「及び同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に規定する納付義務者又は前条第1項に規定する納付義務者の」に、「第19条の2第1項、」を「第19条の2第1項及び第4項、」に、「及び前条第1項」を「、第19条の2の3第1項並びに前条第1項」に改め、同条を第19条の2の5とし、第19条の2の3の次に次の1条を加える。

第19条の2の4 18歳未満被保険者（令第29条の7第6項第10号に規定する18歳未満被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる18歳未満被保険者の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合は、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額

(2) 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、その決定した軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

第19条の3中「当該世帯」を「その世帯」に、「第12条第1項及び第19条の2第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「この条例」に、「中「総所得金額」を「（同条第3項において準用する場合を含む。）中「総所得金額」に改める。

第19条の6中「及び第3項」を「において準用する場合及び同条第

3項」に、「同条第1項」を「第19条の2の3第1項」に改める。

付則第19項中「第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「この条例」に、「同条第1項第1号」を「第19条の2第1項第1号（同条第3項において準用する場合を含む。）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（委任）

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）等の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第48号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年尼崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、同項第3号から第6号」を「1人につき433円を、同項第2号から第5号」に改め、同条第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項（第2号に係る部分に限る。）、第3項及び第5項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（療養補償及び介護補償を除く。以下同じ。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年

金（以下「傷病補償年金等」という。）で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

（説 明）

非常勤消防団員等に係る補償基礎額等の改定を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。